

見附市指定給水装置工事事業者の指定事項変更の届出について

見附市上下水道局 水道施設係

指定時に届け出た下記の事項に変更のあったときは変更のあった時から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）」に下記の書類を添付して提出してください。

（１）事業所の名称及び所在地（法人）

- ・定款 ※写しの場合、原本と相違ない旨を記入の上、押印してください。
- ・登記事項証明書
- ・（所在地変更の場合）所在地の位置図

（２）氏名又は名称及び住所（個人事業者）

- ・住民票の写し
- ・（住所変更の場合）住所の位置図

（３）法人代表者の氏名

- ・定款又は寄付行為
※写しの場合、原本と相違ない旨を記入の上、押印してください。
- ・登記事項証明書

（４）法人役員の氏名

- ・誓約書（様式第2） ※押印が必要です
- ・登記事項証明書

（５）主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

- ・主任技術者免状又は技術者証の写し